

【令和5年度 政策・調整会議】

件名：立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめについて

日時：令和5年11月10日（金）10：30～10：35

場所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、居住機能や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づける立地適正化計画を策定し、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをより一層推進するため。

●付議概要

立地適正化計画の策定に向けて、計画を構成する基本方針や、居住誘導、都市機能誘導及び防災指針などの各項目の方向性を整理し、中間とりまとめを行ったことから、市民説明会等を通じ、検討の中間報告を行う。

（1）計画の基本方針

- ・人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた、魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

（2）居住誘導

- ・市域の大部分を居住誘導区域に設定（法令等により居住誘導区域に含まないとされている市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域などを区域外とする）
- ・誘導区域外で居住の用に供する、一定規模の開発行為・建築行為等を実施する場合には法令による届出が必要

（3）都市機能誘導

- ・広域拠点・地域生活拠点に加え、今後の再開発の状況を見据え、2号再開発促進地区・整備促進地区を都市機能誘導区域として設定
- ・誘導施設は、都市計画マスタープランに位置づけられている都市機能のうち、都市機能誘導区域に誘導することが望ましい施設として、大規模商業施設（10,000㎡以上）、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設を設定
- ・誘導区域外で誘導施設を有する建築を目的とした開発行為・建築行為等を実施する場合、または、誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には法令による届出が必要

（4）防災指針

- ・既存施策を災害種別ごとに再整理するとともに、洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）においては、防災指針に基づく市独自の届出制度を創設

●結論

報告内容について確認